鹿角市観光パンフレット印刷製本業務仕様書

1　業務名

鹿角市観光パンフレット印刷製本業務

2　目的

本業務は、現行の鹿角市観光パンフレット（「気候」「自然」「文化・歴史」「食」の４冊構成）について、携帯性の向上や観光情報の統合を図ることにより、本市の観光資源を魅力的かつ効果的に発信するためのリニューアルを行うものである。あわせて、鹿角市観光振興計画の将来ビジョンで掲げる「年間を通じた多様な楽しみ方」や「四季を通じて楽しめる観光地域」の実現に向け、「通過型」から「滞在型」への転換と、市内での滞在時間の延長及び観光消費額の増加につなげるため、掲載情報の更新を行い、本市の観光振興や地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3　履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4　業務内容

(1)　鹿角市観光パンフレットの作成

・表紙及び本文全般にわたる企画立案、デザイン、レイアウト、編集、校正など観光パンフレット制作に必要なすべての作業

5　仕様・規格

(1)　ターゲット層

特定の年代・性別を限定せず、若年層から高齢層まで幅広い世代を対象とする。

(2)　構成内容

・「秋田県鹿角市（かづのし）」「kazuno city」「観光ガイドブック」の表記を必ず行うこと。

・全体的に魅力的な写真やイラスト、キャッチコピーを効果的に挿入し、本市への来訪意欲が高まるような紙面とすること。

・WEB サイト、SNS 等の情報発信ツールの活用を視野に入れたものにすること。

・ページ構成については、市が想定する次の項目を基本項目とし、紙面のレイアウトやデザイン案は受注者が提案すること。

○ページ構成項目の例

構成項目	備考
表紙	・本市を代表する観光資源の魅力的な写真の活用やロゴ、配色等を工夫し、思わず手に取ってみたくなるようなインパクトのあるデザインとすること。
観光スポットなどの紹介	① 本市の魅力を最大限に引き出すため、「世界遺産のまち」「自然（気候）」「文化・歴史」「食」「体験」「アクセス」「宿泊（温泉）」の情報を基本コンテンツとして構成すること。 ページ項目の例 「世界遺産のまち」、「四季・自然体験」、「立ち寄り観光施設」、「体験コンテンツ」、「特産品」、「道の駅（飲食店）」、「温泉宿泊施設」、「お土産品」、「交通アクセス」ほか ② 見る・食べる・買う・体験する・泊まる等、旅行者が求めると思われる情報を「鹿角ならでは」の視点で魅力的かつ、わかりやすく伝えること。 ③ キャッチコピーやおすすめポイントなどの補足情報をつけて、魅力的に表現すること。 ④ 主要観光スポット、食、お土産、体験、宿泊、イベント等、旅行者が求める情報は QR コード等を活用し、「旅する鹿角」等のホームページとの連携を図ることで、タイムリーな情報を提供できるようにすること。
裏表紙	・主要な観光施設等の位置関係が分かる市内マップ

(3) 印刷・製本

規格：A5 判

頁数：24 ページ（表紙を含む）

紙質：コート紙 90kg 相当

言語：日本語

製本：中綴じ（ブック型）

部数：52,000 部

印刷：4/4 色カラー

(4)　企画・編集・デザイン

（ア）デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮すること。

（イ）写真やイラストを多く使い、直感的に分かりやすい表現とすること。

（ウ）写真については、最新の情報を基本とし、市が提供する写真もしくは受注者が所有する写真を活用すること。

（エ）原稿（キャッチコピー及び本文等の文章素材）は、原則として市が提供する。受注者は、提供された原稿を基に紙面編集及びデザインを行うこと。

（オ）位置や距離関係が分かりやすい地図を入れること

（カ）発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

6　成果物

(1)　印刷成果物　52,000 部

(2)　電子データ

（ア）PDF データ（標準版、web 用軽量版）

（イ）画像ファイル（JPEG）

7　業務実施体制

(1)　本業務の実施にあたっては、管理責任者を置くとともに、各作業項目に適切な要員を配置し、統括的かつ合理的に行える体制をとること。

(2)　掲載内容については、契約締結後、市と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受注者は逐次、本市担当者と協議しながら作業を進めること。

(3)　受注者において、原稿の読み込みや表記の統一を図るための内容の確認を行った後、発注者による原稿内容の確認及び校正を受けること。発注者による訂正および変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。

(4)　受注者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。

①着手届、②業務完了届、③納品書、④その他協議により指示のあった事項

(5)　受注者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ発注者による承諾を得なければならない。

8　納入場所

鹿角市役所観光交通課

〒018-5201

秋田県鹿角市花輪字新田町 11-4（道の駅かづの　あんとらあ 2 階）

9　著作権等の帰属

成果品については、原則として市が広報等のために必要な範囲内で、市自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。

ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に市に申し入れを行い、了解を得ることとする。

市に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度発注者と受注者とで協議し決定することとする。

１０　その他

この仕様書に記載のない事項または、疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

１１　問い合わせ先

〒018-5201　秋田県鹿角市花輪字新田町 11-4（道の駅かづのあんとらあ 2 階）

鹿角市 観光戦略部 観光交通課 観光振興班　山崎

TEL：0186-30-0248　FAX：0186-30-0268

e-mail：kankou@city.kazuno.lg.jp